

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報をお送りします。
国民生活センターからの情報です。

長崎県消費生活センター

見守り 新鮮情報

第137号

業界団体のような名前のところから「**自然災害**で壊れた箇所はないか」と電話があり、昨年の**台風**で屋根が傷んでいることを話すと「**火災保険で修理できる**。うちの指定業者が**無料で調査し、保険申請も手伝う**」と言われ、後日業者が調査に来た。**保険金が出るなら**と思い、

その業者と工事請負契約を結び、作成してもらった見積書等で保険会社に申請すると、**60万円の保険金**が出ることになった。しかし、やはり工事はなじみの業者に頼んだほうがよいと思い、解約しようとしたところ、**保険金の50%**もの**解約料**が取られることがわかった。工事もしていないのに**高額**すぎないか。(70歳代 男性)



「火災保険が使える」と誘う 住宅修理契約トラブルに注意!

ひとこと 助言



見守るくん

- 電話や訪問で「火災保険で家の修理ができる。無料で申請等を手伝う」などと勧誘される住宅修理工事契約についての相談が寄せられています。
- 自然災害による住宅の損害が、火災保険の補償対象になる場合があることを知らない消費者が多い点に着目した勧誘方法で、最終的に住宅修理工事契約を結ぶことを目的としていると思われます。
- 事例の他にも、工事内容がずさんだったり、必要のない修理までされたり、契約を結んだものの保険金が下りなかったりする等のトラブルが起きています。
- 自然災害で住宅が損害を受けたら、まずは自分で損害保険会社か代理店に連絡し、保険金支払いの対象となるか、申請はどのようにするか等を確認しましょう。また、工事を依頼する際は複数の業者から見積もりを取るとよいでしょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。